平成２２年（フ）第１３８号
福島市笹谷字南田６番地　県住131－２－303
債務者　赤井　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
群馬県桐生市東７丁目９番５号
債務者　田村　光庸
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７４号
福井県大野市日吉町12の17　寺田春子方、前居所神奈川県小田原市東町２－１－３　永川吉連方
債務者　永川こと　李　　秋子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
福井市二の宮４丁目20番11号　サンシャイン二の宮401
債務者　竹内龍太郎
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
福井県坂井市春江町江留上本町１番地１　坪金社宅105号室、旧住所福井市鮎川町第96号17番地
債務者　酒井　　源
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
福井県大野市土布子第21号14番地
債務者　田中　安雄
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
福井県大野市土布子第21号14番地
債務者　田中　貴美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
福井市岸水町第13号10番地
債務者　石川　知誠
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長野県松本市大字里山辺3427番地８
債務者　柳澤　　順
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７２号
長野県塩尻市大字広丘野村2521番地ＣＡＳＡ・ＤＥＬ・ＡＭＯＲ　B201
債務者　増田　良子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７６号
三重県伊賀市久米町120番地
債務者　酒井　美枝
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４００号
三重県四日市市北浜田町12番21―204号
債務者　白木　紘子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
三重県四日市市西浦２丁目８番20号　403号
債務者　掛川久美子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
三重県桑名市筒尾４丁目10番地２
債務者　日比野宏己
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
三重県四日市市伊倉３丁目１番15号
債務者　太田　明美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
三重県四日市市楠町小倉729番地４
債務者　須藤　正巳
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
三重県四日市市沖の島町２番２号
債務者　河北　由里
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係